

別紙 29 業務実施体制図

本事業の業務実施にあたっては、「設計・建設期間」、「開館準備期間」及び「運営期間」において全体統括責任者を配置するとともに、設計、建設、工事監理、維持管理、開館準備、運営業務の各個別業務の業務責任者を配置し、市への各種報告・調整を適切に行うこととする。

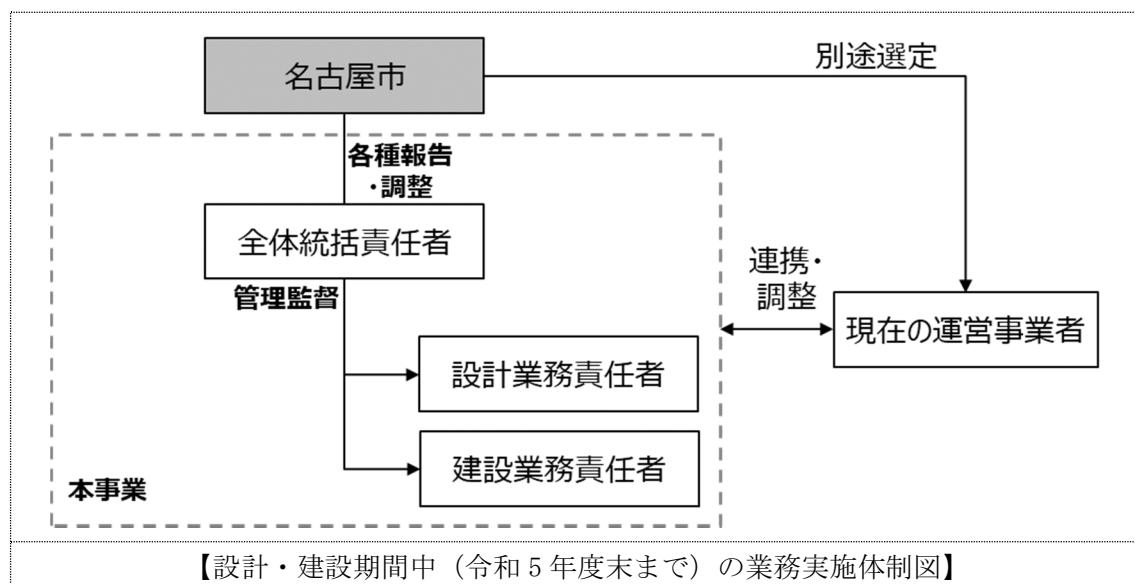
なお、全体統括責任者は、各個別業務の業務責任者が兼務すること（一部業務を除く）や、「設計・建設期間」、「開館準備期間」及び「運営期間」で同一の者を配置することは可能である。また、全体統括責任者は、原則として構成員から選出することとし、事前に市の承諾を得ること。

1. 設計・建設期間（令和5年度末まで）

設計・建設期間中（令和5年度末まで）は、「全体統括責任者」、「設計業務責任者」及び「建設業務責任者」を任命し、全体統括責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。

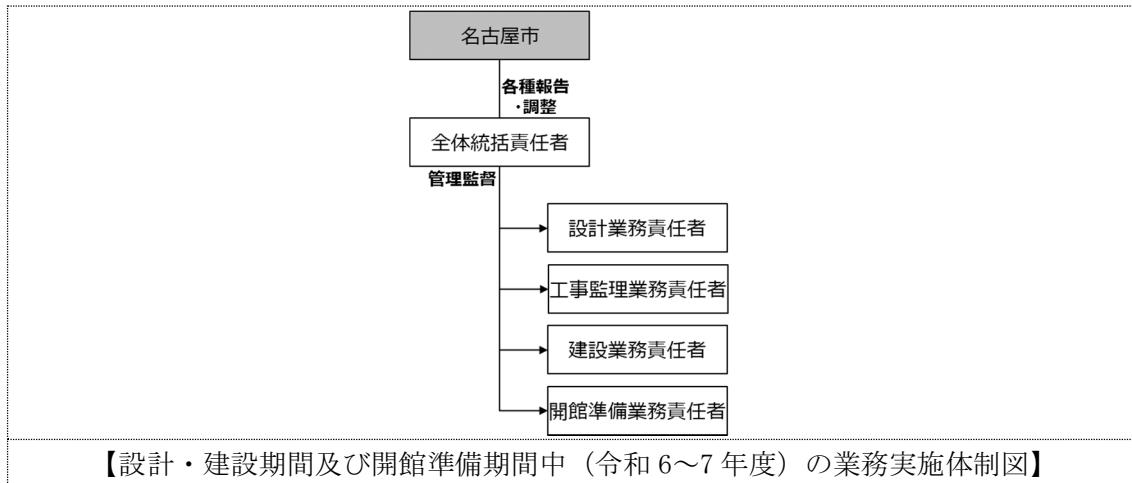
なお、建設業法に基づき、主任技術者又は監理技術者を設置する場合には、建設業務責任者と兼務することは可能とするが、本事業に専任の者とすること。また、全体統括責任者と各業務責任者のいずれかを兼務することは可能とするが、各業務責任者は本事業にそれぞれ専任の者とすること。ただし、建設業務責任者と工事監理業務責任者を兼務することは認めない。

各業務の実施にあたっては、市が別途選定している現在の運営事業者との連携・調整を図ること。（令和5年度末まで）



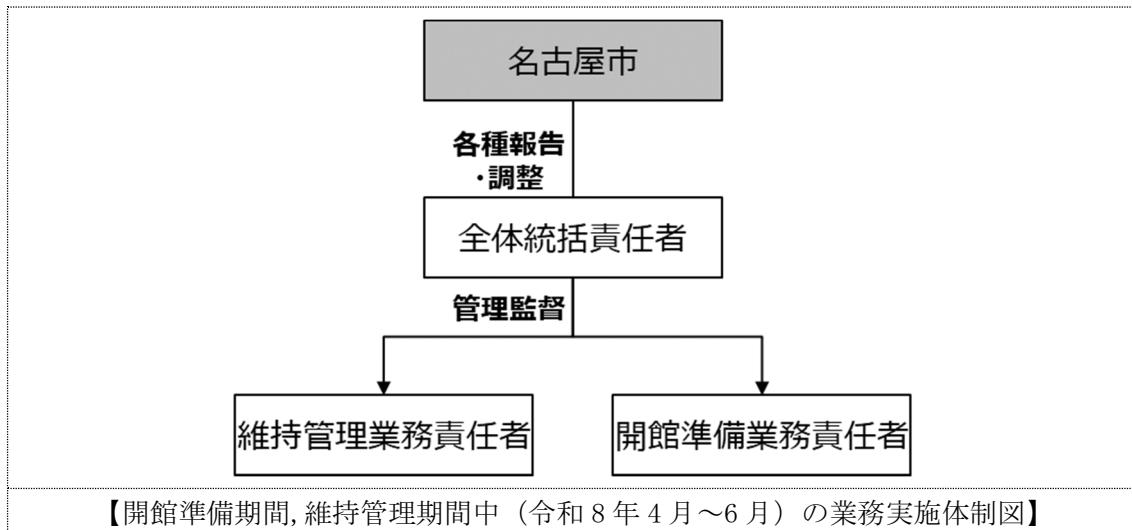
2. 設計・建設期間、開館準備期間（令和6～7年度）

設計・建設期間及び開館準備期間中（令和6～7年度）は、「全体統括責任者」、「設計業務責任者」、「工事監理業務責任者」、「建設業務責任者」及び「開館準備業務責任者」を任命し、全体統括責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。



3. 開館準備期間、維持管理期間（令和8年4月～6月）

開館準備期間及び維持管理期間中（令和8年4月～6月）は、「全体統括責任者」、「開館準備業務責任者」及び「維持管理業務責任者」を任命し、全体統括責任者の管理監督のもと、開館準備業務及び維持管理業務を実施する。なお、全体統括責任者と各業務責任者のいずれかを兼務することは可能とするが、各業務責任者は本事業にそれぞれ専任の者とすること。



4. 運営期間、維持管理期間（令和8年7月～）

運営期間及び維持管理期間中（令和8年7月～）は、「全体統括責任者」、「維持管理業務責任者」及び「運営業務責任者」を任命し、全体統括責任者の管理監督のもと、維持管理業務及び運営業務を実施する。なお、全体統括責任者と各業務責任者のいずれかを兼務することは可能とするが、各業務責任者は本事業にそれぞれ専任の者とすること。

